

判例から学ぶ医療と法 — 第86回

「医療事故における慰謝料」

- ①東京地裁平成18年7月26日判決
- ②東京高裁平成19年9月20日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要

Aは32歳の女性であり、原告X1はAの夫、原告X3はAの母である。

Aは、平成15年10月4日、被告Y1町が設置運営する病院において、被告Y2医師の担当のもと、帝王切開により原告X2を出産したが、その後頻呼吸になるなど容体が急変し、翌日未明に死亡した。これにつき、原告らが、被告Y2医師の腹腔内出血の発見および治療が遅れた過失等ⁱ⁾を主張して、被告らに対し、不法行為に基づく損害賠償として、合計1億8,176万3,954円(うち、慰謝料は合計1億500万円ⁱⁱ⁾)および遅延損害金の支払いを求めて提訴した。

①はこの一審判決、②は控訴審判決であり、被告らは前記原告らの主張する過失を実質的に争わなかったため、①②を通じて、主として慰謝料を中心とする損害の額が争点となった。

◆判決の要旨

一審判決(①)は、慰謝料につき「交通事故においては、事故以前に当事者間に何ら法律関係がないのが通常であるのに対し、医療事故の場合は、患者と医師の間に契約関係が存在し、患者は医師を信頼して身を委ね、身体に対する侵襲を甘んじて受け入れているのであるから、医師の注意義務違反によって患者の生命身体が損なわれたとき、患者には損害の客観的態様に基づく精神

的苦痛に加えて、医師に対する信頼を裏切られたことによる精神的苦痛が生ずるものと考えられる。したがって、医師の注意義務違反の内容と程度および患者の受けた損害の内容と程度によっては、患者側の精神的苦痛に対する慰謝料の額が交通事故等の場合よりも高額となる場合もあり得るというべきである」と判示し、原告らの慰謝料を各900万円(合計2,700万円)とし、これを含む合計7,256万2,504円の損害賠償請求を認容した。

原被告双方からの控訴に対する控訴審判決(②)は、一審判決の前記判示に続けて、「他方において、交通事故等の場合においても、加害者の過失の内容が悪質で、程度が大きい場合や、これにより被害者側の受けた損害の内容と程度によっては、加害者側の精神的苦痛に対する慰謝料の額が通常の交通事故等の場合よりも高額となる場合もあるのであり、一概に、医療事件における場合と交通事故等における場合とで、慰謝料水準が異なるということとはできず、具体的事案における慰謝料額は、当該事案における諸般の事情を総合考慮して判断すべきものというほかない」と判示した。もともと、結論としては、認容額および原告らの慰謝料の額いずれも、一審判決と同一であったⁱⁱⁱ⁾。

◆これらの判決をどう理解するのか

不法行為に基づいて損害賠償責任を負う者は、「財産以外の損害」をも賠償しなければならないとされており(民法710条)、この「財産以外の損害」の中心となるのが慰謝料、すなわち精神的苦痛に対する賠償である^{iv)}。

慰謝料の額は、訴訟実務では、交通事故における損害賠償額の算定基準として公表されているいわゆる赤い本(民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準)を参考にして算定されており、同基準では、「母親、配偶者」が死亡した場合の慰謝料は2,500万円とされている。

一審判決(①)は、医療事故の場合には、患者側と医療機関側の間に信頼関係があることを前提に、「患者には損害の客観的態様に基づく精神的苦痛に加えて、医師に対する信頼を裏切られたことによる精神的苦痛が生ずる」として、「慰謝料の額が交通事故等の場合よりも高額となる場合もあり得る」と明確に述べた点で特色がある。もともと、当該判示については、万一の危険性を覚悟している医療事故よりも、ある日突然に発生する交通事故の方が、被害者が受ける精神的苦痛は大きいと考えることもできるところであって、医療事故が交通事故よりも一般的に精神的苦痛が大きいとは到底いえない。いずれも具体的な事案に応じ、過失の内容や程度、被害者の年齢、家族構成など一切の事情を考慮して定めるべきという指摘がなされているところであり^{v)}、もともな指摘と思われる。そもそも、前記基準は、元々健康であった者が被害者になることを想定しているところ、医療事故の場合には、患者は元々何らかの疾患等を有しており、適切な医療行為が行われたとしても当該疾患等が完全に回復するとは限らないといった場合も十分想定されるのであり、慰謝料を含む損害額の算定にあたっては、そ

れら事情が考慮されなければならない。実際に、例えば患者の余命が限られている等の事情がある事案では、前記基準に比して慰謝料の額を相当減額している例が多い^{vi)}。

控訴審判決(②)は、一審判決の判示を是認しつつ、「一概に、医療事件における場合と交通事故等における場合とで、慰謝料水準が異なるということはできず、具体的事案における慰謝料額は、当該事案における諸般の事情を総合考慮して判断すべきものというほかない」と述べており、前記指摘と同様の考慮があったものと思われる。なお、控訴審判決が認めた慰謝料の額は一審と同様であるが、前記基準から300万円の増額にとどまっており、この程度の増額は必ずしも珍しいものではない。

◆この判例からどう学ぶか

- ① 一般的に医療事故だから慰謝料が高額ということにはならない。
- ② 慰謝料の金額は、過失の内容や程度、被害者の年齢、家族構成など諸般の事情を総合考慮して判断される。

- i) 原告らはこのほかにも帝王切開時の術創の縫合不全により出血を招来した過失および肺塞栓との誤診に基づき治療を行った過失を主張していたが、判決では前者は認められず、後者は判断する必要がないとされた。
- ii) 原告らが請求した慰謝料1億500万円の配分は、原告X1および原告X2が各4,000万円、X3が2,500万円である。
- iii) 控訴審判決は一審判決と同一額の慰謝料(合計)を認めたものの、その配分については、原告X1および原告X2が各1,200万円、原告X3が300万円に変更した。
- iv) 北河隆之「交通事故損害賠償法」(2011年)201頁
- v) 大島眞一「医療訴訟の現状と将来」(2014年)判例タイムズ1401号68頁
- vi) 大阪高判平成12年2月25日、福岡高判平成18年10月26日等